

いじめ防止対策マニュアル

—いじめ防止基本方針—

令和3年5月改定

静岡県立焼津水産高等学校

目 次

※静岡県教育委員会いじめの重大事態対応マニュアルに基づく（令和3年3月）

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方・・・・・・・・・・1、2

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方
 - (1)いじめの未然防止
 - (2)いじめの早期発見・早期対応
 - (3)関係機関等との連携

第2章 組織の設置「いじめ防止対策委員会」・・・・・・・・・・2

第3章 いじめ防止等のための対策・・・・・・・・・・2、3、4

- 1 いじめの未然防止
 - (1)道徳教育等の推進
 - (2)生徒の自主的活動の場の設定
 - (3)保護者や地域への啓発
 - (4)配慮を要する生徒への支援
 - (5)教職員の資質向上
 - (6)学校票家による取組の改善
- 2 いじめの早期発見
 - (1)情報共有の体制整備
 - (2)生徒の実態把握
 - (3)相談体制の整備
- 3 いじめに対する措置
 - (1)早期の事実確認
 - (2)組織的な対応
 - (3)被害生徒への支援
 - (4)加害生徒への指導
 - (5)保護者対応
 - (6)いじめの解消
 - (7)関係機関との連携

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・4

- 1 重大事態の認知
- 2 重大事態についての調査
- 3 情報の提供
- 4 報道への対応

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) 定義

いじめとは、「生徒に対して他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、被害生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 表れ

- ア 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- キ 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうる。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側といじめる側の立場を経験する。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」でも繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすると、生命や心身に危険を生じさせる。
- (4) いじめた、いじめを受けたという2つの立場だけでなく、クラスや部活動等の集団において、規律を守らず、問題を隠すような雰囲気ができたり、「観衆」としてはやしたてたりおもしろがったりする生徒や、「傍観者」として周りで見て見ぬふりをしてかかわらない生徒もいる。

3 基本的な考え方

いじめは、どんな理由があろうとも絶対に許されない。しかし、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめは重篤になるほど対応が難しくなるので、未然に防止することが重要である。

(1) いじめの未然防止

家庭	子供との関わりや対話を大切にし、子供をありのまま受け止め、子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
地域	規範意識や相互を尊重する感覚を育成する場として、地域住民が連携して子供を温かく、時に厳しく見守っていく。
学校	生徒と教員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合い、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。ホームルーム活動等を活用し、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育成する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア 早期発見

家庭	日頃の対話や態度などから、子供の変化を見逃さず、早期発見に努める。
地域	いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃した場合は、すぐに家庭や

	学校へ連絡する。
学校	いじめを訴えやすい機会や場を作り、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。また、定期的なアンケート調査を実施したり、ストレスの状況を確認したりするなど、日頃から生徒の心の状態を把握し、いじめの早期発見に努める。

イ 早期対応

いじめが発見された場合には、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、組織的な対応を行う。

また、家庭や県教委への連絡・相談、関係機関と連携をする。

(3) 関係機関等との連携

家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変らなかったりする場合は、関係機関と連携する。

- ・警察、児童相談所、医療機関等の相談機関
- ・人権啓発センター、地方法務局等の人権擁護機関

第2章 組織の設置

学校は、組織的・実効的にいじめ防止等に取り組む中核となる「いじめ防止対策委員会」を置く。

校長・副校長・◎教頭・●生徒課長・保健課長・学年主任・相談室長(特別支援コーディネータ)・養護教諭(必要に応じ、HR担任、学科長、部活動顧問・学校医等)
◎委員長 ●幹事

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家に協力を求める。
- ・情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行い、いじめ発生時には緊急会議を開き対応を協議する。

第3章 いじめ防止等のための対策

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(2) 生徒の自主的活動の場の設定

生徒が自主的にいじめについて考え、議論する等の機会を設ける。

(3) 保護者や地域への啓発

生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校へ相談するよう啓発する。

(4) 配慮を要する生徒への支援

配慮が必要な生徒については、特性を踏まえ日常的に適切な支援を行う。

(5) 教職員の資質向上

事例をもとに事案対処に関する資質向上を図る。

(6) 学校評価による取組の改善

達成目標を設定し、学校評価において達成状況の評価する。

2 いじめの早期発見

(1) 情報共有の体制整備

いじめを発見した場合は、教職員が個人で抱えこまず、速やかにいじめ防委員会に報告する。

(2) 生徒の実態把握

生徒への日常的な観察を基盤に、定期的な面談やアンケート調査を行う。

(3) 相談体制の整備

相談室を中心に、スクールカウンセラーと協力しながら相談体制を整える。

いじめを受けた生徒やいじめを報告した生徒を守る。

3 いじめに対する措置

(1) 早期の事実確認

いじめの相談を受けたりいじめがあると思われたりするときは、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。早期に事実確認を行う。

ア いじめ防止委員会へ報告

いじめが確認された場合は、県教育委員会に報告する。

イ 事実確認

(ア) 当該生徒、周囲の生徒から情報収集

(イ) アンケート調査の実施

(ウ) 関係教員・保護者等からの情報収集

(2) 組織的な対応

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため「いじめ防止委員会」を中核として、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

(3) 被害生徒への支援

必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように環境を整える。

(4) 加害生徒への指導

ア いじめを行った生徒に対して、教育的指導を行う。

イ 校長が教育上必要であると認めるときは、人格の成長を促す為、適切に、懲戒を加えることができる。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。

エ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報する。

(5) 保護者対応

ア 被害生徒及び加害生徒の保護者には、速やかに事情を説明し、今後の支援や指導について説明し、協力を求める。(電話連絡、家庭訪問)

イ 被害生徒の保護者と加害生徒の保護者の間で争いが起きることがないように、保護者と情報を共有する。

(6) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。

(7) 関係機関との連携

ア 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きた時には、状況に応じて連携し、早期に対応できるようにしておく。

イ 必要に応じて、児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

第4章 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文科省)」を踏まえ、適切に対応する。

1 重大事態の定義

(1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

生徒や保護者から、いじめのより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査を行うこと。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

2 重大事態についての調査

(1) 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に報告する。

(2) 県教委の判断のもと、速やかに組織を設け、事態への対処や同種に事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

3 情報の提供

被害生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、事実関係等の情報を提供する。

4 報道への対応

(1) 個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供をする。

(2) 初期段階でトラブルや不適切対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。